

# 社会福祉法人立川市社会福祉協議会総合支援ホームヘルプサービス運営規程

平成18年7月26日

規程第9号

## (目的)

第1条 この規程は、東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（条例第155号）（以下「条例」という。）第11条及び43条並びに43条の2の規定に基づき、指定障害福祉サービスに該当する指定居宅介護等事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護・重度訪問介護・同行援護の事業（以下「事業」という。）運営についての重要事項を定めることを目的とする。

## (事業の目的)

第2条 本事業は、利用者の心身の状態及びその置かれている環境その他に応じて、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を適切に行うことを目的とする。

## (事業所の運営方針)

第3条 事業は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスを提供するものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係地方公共団体、他の居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス及び障害福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、条例第13条及び第43条並びに第43条の2に規定する居宅介護等計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 事業の実施に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 6 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に対し、適切な助言を行うものとする。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

## (事業所の名称等)

第4条 事業所の名称は、立川市社会福祉協議会ホームヘルプサービスとし、立川市富士見町2丁目36番47号に設置する。

## (職員の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 事業所に管理者1名を置き、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 事業所にサービス提供責任者1名以上を置き、事務局在宅支援事業課在宅サービス係（以下「在宅サービス係」という。）に配属されている介護福祉士または実務者研修修了者を充て事業に係る利用の申込の調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成その他を行うものとする。
  - 3 事業所に居宅介護員等3名以上を置き、在宅サービス係に配属されている介護福祉士または実務者研修修了者1名以上及び介護職員初任者研修課程修了者（ホームヘルパー養成講習2級課程修了者）2名以上を充て事業に係るサービスの提供を行うものとする。

### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日を除く。

2 事業所の営業時間は、月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後6時までとし、土曜日及び祝日は8時30分から午後5時までとし、サービスの提供時間は月曜日から土曜日まで午前8時から午後6時までとする。

### (事業の内容)

第7条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

#### (1) 居宅介護

入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助とする。

#### (2) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の提供や移動介護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行う。

#### (3) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を有する利用者に対し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行う。

### (事業の主たる対象者)

第7条の2 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居宅介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

精神障害者（18歳未満の者を除く）

難病等対象者（18歳未満の者を除く）

同行援護：身体障害者（18歳未満の者を除く）

難病等対象者（18歳未満の者を除く）

重度訪問介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）（通常の事業の実施地域）

第7条の3 通常の事業の実施地域は、立川市の区域とする。

### (利用料等)

第8条 事業に係るサービスを提供したときの利用料の額は、市町村長が定める基準により算定した額とする。ただし、キャンセル料については利用日の前日午後5時までに連絡がない場合は1回につき1,000円とする。

2 通常の事業の実施地域外において本サービスを提供するに際し発生した交通費は、その実費を徴収する。この場合において自動車を使用したときは、立川市の区域を越え1キロメートルにつき20円を単価として計算して得た額を徴収する。

3 第1項に規定する利用料及び前項に規定する費用の支払を受けるときは、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明し、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

第9条 削除

### (契約書の作成)

第10条 事業の提供を開始するときは、当該事業に係る内容の詳細について、あらかじめ利用者またはその扶養義務者等に契約書の書面をもって説明し、同意を得て署名又は記名押印を受けることとする。

#### (契約支給量の報告等)

第11条 事業を提供するときは、その内容、利用者に提供することを契約した量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項を利用者の障害福祉サービス受給者証に記載する。

2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えない範囲とする。

3 事業の利用に係る契約をしたときは、障害福祉サービス受給者証記載事項を市町村に報告する。また、契約内容に変更があった場合も同様とする。

4 事業の利用等について市町村等が行うあっせん、調整及び要請その他に対し、できる限り協力することとする。

#### (指定居宅介護支援事業者との連携等)

第12条 事業を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は障害福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3 通常の事業の実施地域その他の事情により、利用希望者に対して事業の提供が困難と認めるときは、適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講ずることとする。

#### (居宅介護等計画の作成)

第13条 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護等計画（以下「計画」という。）を作成する。

2 前項の計画の作成及び次項の計画の変更については、利用者及びその扶養義務者等に対しその内容等を説明し、同意を得る。

3 サービス提供責任者は、計画作成後においても、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

#### (同居家族に対するサービス提供の禁止)

第14条 事業の利用者の同居家族に対する事業の提供は行わない。

#### (緊急時等における対応方法)

第15条 居宅介護員等は、事業の提供を行っている場合において利用者に心身上の事故が発生したときは、市町村、当該利用者の家族及び主治の医師又は医療機関への連絡を行い、指示を求めて必要な措置を講ずるものとする。

#### (虐待防止のための措置)

第15条の2 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、職員に対し、虐待の防止に係る研修を定期的実施する

(3) 成年後見制度の利用を支援する。

(4) 苦情解決の体制を整備する。

(5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための責任者を置く。

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに立川

市に通報する。

#### (身体拘束等の禁止)

第15条の3 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (衛生管理及び職員の健康管理等)

第16条 事業に使用する備品その他は清潔に保持し、常に衛生管理に十分に留意するものとする。

2 職員は、衛生管理に必要な基礎知識の習得に努め、また定期的に健康診断を受けるとともに、常に自己の健康保持に努めなければならない。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### (事業継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、職員の質的向上を図るため、研修を次のとおり行うとともに業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を決して他に漏らしてはならない。

3 職員は、その身分を喪失した後であっても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を決して他に漏らしてはならない。このため、管理者は、守秘義務遵守規定を職員との間に締結す

る雇用契約の条件の一に組み入れるものとする。

- 4 管理者は、提供した事業に関し利用者からの苦情を受けたときは、社会福祉法人立川市社会福祉協議会苦情解決規程（平成13年5月1日社会福祉法人立川市社会福祉協議会規程第23号）により対応する。
- 5 事業の提供により利用者に賠償すべき事故が発生したときは、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 6 事業所に係る経理の適正を図るため、他の事業所との経理を区分する。

#### **（職場におけるハラスメントの防止）**

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメント防止対策における指針を整備し、必要な措置を講ずる。

#### **（委任）**

第20条 この規程の施行について必要な事項は、会長が管理者と協議して定める。

#### **附則**

- 1 この規程は、平成18年7月26日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 立川市社会福祉協議会身体障害者ホームヘルプサービス運営規程(平成14年12月12日規程第4号)は廃止する。

**附則**（平成18年9月29日規程第19号）

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

**附則**（平成19年5月17日規程第5号）

この規程は、平成19年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附則**（平成20年3月18日規程第36号）

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

**附則**（平成25年3月22日規程第11号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附則**（平成25年7月24日規程第2号）

この規程は、平成25年7月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

**附則**（平成25年11月22日規程第6号）

この規程は、平成25年11月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

**附則**（平成26年5月21日規程第4号）

この規程は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

**附則**（平成26年9月9日規程第7号）

この規程は、平成26年9月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

**附則**（平成27年5月14日規程第14号）

この規程は、平成27年5月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附則**（2021年3月5日規程第8号）

この規則は、2021年4月1日から施行する。

**附則**（2021年6月3日規程第4号）

この規程は、2021年6月3日から施行し、2021年4月1日から適用する。

**附則（2022年3月2日規程第12号）**

この規程は、2022年4月1日から施行する。

**附則（2022年6月1日規程第2号）**

この規程は、2022年6月1日から施行し、2022年4月1日から適用する。

**附則（2022年11月30日規程第12号）**

この規程は、2022年11月30日から施行する。

**附則（2024年3月5日規程第16号）**

この規程は、2024年4月1日から施行する。

**附則（2024年12月4日規程第9号）**

この規程は、2025年1月1日から施行する。